

○工事現場における適正な施工体制の確保等について(依命通達)

(平成 13 年 12 月 3 日施第 1354 号会計課長、施設課長依命通達、所管各庁の長あて)
(除く、法務研、公安審、公安事務所、公安研)

改正 平 16. 1. 20 施 67 平 27. 3. 27 施 723 平 29. 2. 14 施 416 令 7. 1. 31 施 161

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。))が制定され、さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)が策定されたことに伴い、工事現場における適正な施工体制の確保等が義務付けられたことから、工事現場の施工体制の把握を徹底するための要領を下記のとおり定めたので、その適切な実施に留意願います。

記

1 目的

本要領は、法務省が発注する工事の入札、契約及び施工の各段階において、発注者が行うべき施工技術者の専任の把握、現場の施工体制の把握に関する点検及び確認事項並びにこれらが不適切な場合の対応について定めることにより、法務省が発注した工事の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この通達において「工事」とは、法務省所管契約事務取扱規程第 6 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) この通達において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- (3) この通達において「建設業者」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (4) この通達において「下請契約」とは、工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で、当該工事の一部について締結される請負契約をいう。
- (5) この通達において「発注者」とは、工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者である契約担当官等(会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。)をいう。
- (6) この通達において「受注者」とは、発注者から直接工事を請け負った建設業者をいう。
- (7) この通達において「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

- (8) この通達において「施工技術者」とは、建設業法第26条の規定により建設業者が建設工事の現場に置かなければならないこととされている主任技術者及び監理技術者で、かつ、同建設業者と入札の申込み日（指名競争のうち、入札の申込みを伴わない場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日。）を基準として、3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあるものをいう。
- (9) この通達において「専任」とは、施工技術者を常時継続的に当該工事現場に配置し、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者として兼任させないことをいう。
- (10) この通達において「施工体制台帳」とは、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳をいい、「施工体系図」とは、同法第24条の8第4項に規定する施工体系図をいう。

3 対象工事

- (1) 建設業法第26条に規定する施工技術者の専任に関する点検及び確認を要する工事は、同法第26条第3項に該当する工事（請負金額4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。）とする。
- (2) 施工体制の点検及び確認を要する工事は、当該工事を施工するために下請契約を締結した工事とする。

4 点検及び確認事項

工事の発注者から工事の請負契約における監督を命ぜられた職員（会計法第29条の11第1項に規定する補助者（監督職員）をいう。）は、後記5及び6の各事項について点検又は確認すること。

5 入札及び契約手続における施工技術者の専任制の確認と対応

(1) 入札前

- ア 一般競争、公募型及び工事希望型指名競争入札の申込者に提出させる競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）に、配置を予定している監理技術者（以下「配置予定監理技術者」という。）の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を記載させること。
- イ 申請書等に記載された配置予定監理技術者が、入札を希望する工事と工期が重複する他の工事に配置されている（以下「重複配置」という。）か否かを工事実績情報サービス（CORINS）により確認すること。
- ウ 配置予定監理技術者について、企業情報サービス（監理技術者資格者証情報などを提供するサービス）でその雇用関係及び資格者証保持を確認すること。
- エ 配置予定監理技術者が重複配置されているとき、申請書等を提出した建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にないとき又は監理技術者資格者証が失効しているときは、一般競争入札については当該発注工事の競争参加資格を認めないこととし、公募型及び工事希望型入札については、非指名の扱いとすること。
- オ 申請書等を提出した建設業者から、配置予定監理技術者の交替について要望があった場合は、発注者が特にやむを得ないとして承認したとき（長期入院、死亡及び退職等の極めて特別な場合に限る。以下同じ。）以外は認めないこと。

(2) 入札後、契約前

- ア 一般競争、公募型及び工事希望型指名競争入札の落札者が申請している配置予定監理技術者の重複配置の有無について、CORINSにより確認すること。
- イ 配置予定監理技術者について、企業情報サービスでその雇用関係及び監理技術者資格者証の保持を確認するとともに、相手方に申請書等の内容について面接等で確認すること。
- ウ 配置予定監理技術者が、重複配置されているとき、申請書等を提出した建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にないとき又は監理技術者資格者証が失効しているときは、契約しないこと。
- エ 前記ウの場合において、落札者から、配置予定監理技術者の交替について要望があった場合は、発注者が特にやむを得ないとして承認したとき以外は、認めないこと。

(3) 契約後

- ア 請負金額4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）の工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、CORINSの登録及び企業情報サービスの情報（監理技術者の配置状況、雇用関係及び監理技術者資格者証保持等情報）を確認すること。
- イ 監理技術者について、専任違反の疑いのあるときは、他の工事の発注者と情報交換を行った上で、受注者に疑いのある事実の内容について面接等で確認すること。
- ウ 監理技術者の専任違反の事実を確認したときは、契約を解除すること。ただし、契約解除が困難なときは、当該違反を是正させること。
- エ 前記ア及びイの場合における監理技術者の交替は、発注者が特にやむを得ないとして承認したとき以外は、認めないこと。

6 現場における施工体制の把握と対応

(1) 配置予定の施工技術者と契約後の通知に基づく施工技術者との同一性の確認及び監理技術者資格者証の点検

- ア 工事着手前に工事請負契約書の約定に基づき通知された施工技術者が、申請書等に記載された施工技術者と同一人であること及び受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを確認すること。監理技術者については、監理技術者資格者証の提示を求め、同様の確認をすること。
- イ 施工技術者の専任違反の事実を確認したときは、工事請負契約書の規定に基づき契約を解除すること。ただし、契約解除が困難な場合は、当該違反を是正させること。

(2) 現場の常駐状況の点検

- ア 現場での施工技術者の常駐状況について、適切な頻度（一月1回程度）で点検すること。
- イ 当該施工技術者が常時継続的に当該工事現場に常駐していない事実を確認したときは、契約を解除すること。ただし、契約解除が困難なときは、常時継続的に常駐させるなど、当該違反を是正させること。

(3) 施工体制台帳の点検

ア 提出された施工体制台帳、同台帳に添付されている下請契約書及び建設業法第24条の7第2項に規定する再下請負通知書を点検すること。

イ 必要事項の記載又は必要書類の添付に不備があるときは、補正又は添付させること。

(4) 施工体系図の確認

ア 施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されていること、施工体系図に記載されていない業者の就業の有無、就業している施工技術者が施工体系図に記載された者であること等を確認すること。

イ 施工体系図の掲示がない等の事実が認められたときは、契約を解除すること。ただし、契約解除が困難なときは、施工体系図の所定の場所への掲示、施工体系図に基づいた施工体制への変更及び施工体系図に基づいた施工技術者の配置をさせる等、当該違反を是正させること。

(5) 施工体制の点検

ア 施工体制台帳及び施工体系図と実際の体制との異同、専任の施工技術者の実質的な関与状況、元請負人の直営部分の施工状況及び下請負人の直営部分の施工状況等を点検すること。

イ 点検の結果、建設業者がその請け負った工事を一括して他人に請け負わせた事実が認められたときは、直ちに、後記7の報告をすること。

(6) 施工中の建設業許可を示す標識等の確認

ア 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること及び労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを確認すること。

イ 当該掲示がないことを確認したときは、契約を解除すること。ただし、契約解除が困難なときは、当該標識等を掲示させる等、当該違反を是正させること。

7 大臣官房施設課長への報告

前記5の(3)及び6の点検及び確認等により、法第11条第1号及び第2号のいずれかに該当すると疑うに足る事実を認めたときは、処理案を添え、速やかに大臣官房施設課長に報告すること。また、確認した違反事項を是正させたときも報告すること。

8 工事成績への反映

前記5の(3)及び6の点検及び確認の結果、施工技術者の専任違反及び一括下請負等の不適切な点があった場合は、当該工事の完成時に実施する工事成績評定において、その内容及び改善状況に応じた減点を行うこと。

9 その他

(1) 発注者支援データベースシステムによる監理技術者の専任確認の信頼性を高めるため、CORINS登録の受領書（工事カルテ）の写しを早期に提出させること。

(2) CORINS等による監理技術者の確認については、大臣官房施設課経理係に依

頼すること。

附 則

この通達は、平成１３年１２月３日から適用する。

ただし、平成１３年４月１日以降に契約した工事で、同年１２月３日現在施工中のものについても適用する。

附 則（平成１６年１月２０日付け法務省施第６７号）

この通達は、平成１６年１月２０日から適用する。

附 則（平成２７年３月２７日付け法務省施第７２３号）

この通達は、平成２７年３月２７日から適用する。

附 則（平成２９年２月１４日付け法務省施第４１６号）

この通達は、平成２９年２月１４日から適用する。

附 則（令和７年１月３１日付け法務省施第１６１号）

この通達は、令和７年２月１日から適用する。